

トヨタファイナンス株式会社グリーンボンド フレームワーク

1. はじめに Introduction

1.1 発行体概要 Overview of the Company

トヨタファイナンス株式会社（以下「当社」）は、親会社であるトヨタ自動車株式会社（以下「TMC」）が行っていた同社販売店への割賦販売支援を、専門化により一層充実させることを目的として、同社の全額出資により、1988年11月に設立され、1989年2月より営業を開始しました。日本を含めて29の国と地域で自動車を生産し、170以上の国と地域で販売を行っている TMC の事業と密接に連携する自動車販売金融を通じて金融面から企業価値の向上を支援しております。

1.2 環境への取り組み方針 Environmental Strategy of the Group

当社の属するトヨタグループは、「トヨタ基本理念」のもと、環境問題を経営における最重要課題の一つと捉え、「トヨタ地球環境憲章」を定め、その実現のための推進体制を整えています。2011年に発表した「トヨタグローバルビジョン」の中で、環境については「地球環境に寄り添う意識を持ち続けること」としています。こうした理念・方針に基づき、2015年度には、トヨタとして初めての環境長期ビジョン「トヨタ環境チャレンジ 2050」を策定し、2016年度より第6次「トヨタ環境取組プラン（2016～2020）」を開始しました。また2020年4月には、第7次「トヨタ環境取組プラン（2021～2025）」を発表し、この新たな目標の下、さらに環境取り組みを加速させていきます。このような取り組み体系のもと、事業経営に影響を及ぼす環境リスクと機会を把握し、2050年に向けて社会と共に持続的に発展できるよう取り組んでいます。

ご参考：

✓ 第7次「トヨタ環境取組プラン」(TMC)

https://global.toyota/pages/global_toyota/sustainability/esg/seventh_environmental_action_plan_jp.pdf

1.3 グリーンボンドの発行の意義 Toyota Finance Green Bonds

TMC が 2018 年 9 月に環境報告書にて公表した「2030 マイルストーン」において、「トヨタ環境チャレンジ 2050」のうち「新車 CO₂ゼロチャレンジ」の 2030 年時点の姿として、「グローバルで電動車販売 550 万台以上、うち EV・FCV 合計 100 万台以上」と掲げています。TFC はグリーンボンドで得た資金を割賦資金や販売店融資へ活用することで、これらの電動車の普及への貢献を目指します。

また、当社の発行するグリーンボンドは国際資本市場協会（ICMA）の定めるグリーンボ

ンド原則 2018 及び環境省のグリーンボンドガイドライン（2017 年版）の要件を満たすよう以下にてフレームワークを策定します。

2. グリーンボンド・フレームワーク Green Bond Framework

グリーンボンド発行を目的として、当社はグリーンボンド原則 2018 が定める 4 つの柱（調達資金の使途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポーティング）に従ってフレームワークを以下のとおり策定しております。本フレームワークは当社ウェブページにて公表し、本フレームワークに基づいて発行されたグリーンボンドに係る法的書類やステークホルダーに開示する書類・資料に本フレームワークで定めた内容を記載しステークホルダーにご案内します。

2.1 調達資金の使途 Use of Proceeds

グリーンボンドで調達された資金は、以下のグリーンボンド発行時点の 3 ヶ月前の月末から最大直近 2 年以内に取り扱った対象資産のうち残存する残高に対して、既に充当済の資金にかかるリファイナンスに充当します。

【対象資産】

- ・トヨタ販売店における割賦/リース資金（仕入代金等）を目的とした販売店向け融資のうち適格クライテリアを満たす対象車の集金保証債権見合いの融資債権
- ・適格クライテリアを満たす対象車の立替払い債権

なお、グリーンボンド発行後に減少した対象資産残高相当額については、グリーンボンド発行以降に新たに発生する適格クライテリアを満たす対象車の資産残高を対象資産残高に都度振り替えるものとします。

また、継続してグリーンボンドを発行する場合、グリーンボンドの発行残高は下記の適格クライテリアを満たす対象車にかかる残高を上限とし、定期的にレポートします。

※詳細は「2.3 調達資金の管理」をご参照ください。

※参考資料 1 にて集金保証・立替払いのスキームを記載しております。

適格クライテリア

トヨタ/レクサス車の乗用車のうち、電動車。なお、電動車とは、HV、PHV、FCV 車を指し、HV・ガソリン併売車については、うち HV 車のみを対象とします。

また、クルマ 1 台当たりの平均 CO₂ 排出量を「2050 年までに 2010 年比で 90%削減」することを目指す TMC の「新車 CO₂ ゼロチャレンジ」実現に資する構造であり、同クラスのガソリン車・LPG 車よりも CO₂ 排出量が少ない低公害車を対象とします。

※参考資料 2 にて対象車種一覧を記載しております。

(これら適格クライテリアを満たす車を総称して以下「対象車」)

ご参考：

✓ 新車 CO₂ゼロチャレンジ (TMC)

<https://www.toyota.co.jp/jpn/sustainability/environment/challenge1/>

2.2 プロジェクトの評価と選定のプロセス Process for Project Evaluation and Selection

当社は、対象車に該当する車種を上記の適格クライテリアに基づき選定します。適格クライテリアについては、トヨタグループの環境問題への取り組み理念及び方針に基づき TMC 環境部・財務部と協議を行い、当社経理部にて決定しました。

また、対象車でバッテリー使用をすることにより生じる環境リスクとして、資源の枯渇及び環境汚染が予想されます。

トヨタグループでは、かかる環境リスクを軽減するためのプロセスを導入しています。具体的には、使用済みのバッテリーを回収するために独自の回収ネットワークを構築しています。また、回収したバッテリーは、検査した上で再利用可能なものは再組み立てし、定置用の蓄電池や車両交換用バッテリーとして再利用しています。再利用に適さないものは金属材料にリサイクルしています。

ご参考：

✓ 環境報告書 2019 (TMC) P33-38

https://global.toyota/pages/global_toyota/sustainability/report/er/er19_jp.pdf

2.3 調達資金の管理 Management of Proceeds

グリーンボンドにより調達した資金は、当社経理部が管理フローに従い、適格クライテリアに合致した対象資産取扱分に既に充当済の資金にかかるリファイナンスに充当します。

また、当社経理部では、半期に一度、グリーンボンドの発行残高が直近の対象資産残高(確認時に定める基準時点以降の取扱分)を上回っていないことを確認し、この確認結果について、当社リスクマネジメント本部長の承認を得ることとします。

なお、万が一グリーンボンド発行残高がグリーンボンド対象資産残高を上回った場合には、当社は超過分と等しい額を現金又は現金同等物にて管理します。

2.4 レポーティング Reporting

当社は、対象資産の資金充当状況(調達資金の管理状況)及びインパクトレポーティング(環境改善効果)を当社ウェブサイトにてレポーティングします。

2.4.1 発行体によるレポーティング Reporting

資金充当状況レポーティング

下記について当社ホームページに開示します。

●グリーンボンド発行直後

- ・グリーンボンドで調達された資金が対象資産に充当されていること
 - ・グリーンボンド発行額がグリーンボンド対象資産残高（グリーンボンド発行時点の3ヶ月前の月末から最大直近2年以内の取扱分）を超過していないこと
- ※上記2点について当社リスクマネジメント本部長によるアサーションと共に開示

●グリーンボンドが全額償還されるまでの期間（年次）

- ・グリーンボンド発行残高が直近の対象資産残高（確認時に定める基準時点以降の取扱分）を上回っていないこと

なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、調達資金の充当後に大きな資金状況の変化が生じた場合は、適時に開示します。

インパクト・レポーティング

下記について当社ホームページに開示します。

●グリーンボンド発行直後

- ・対象車のうち、グリーンボンド発行時点の3ヶ月前の月末から最大直近2年以内の販売支援により削減された車両の走行段階におけるCO₂排出量（排出抑制量）の推計値

●グリーンボンドが全額償還されるまでの期間（年次）

- ・開示時点での対象資産残高（確認時に定める基準時点以降の取扱分）を元に算出した車両の走行段階におけるCO₂排出抑制量の推計値

2.4.2 コンプライアンス・レビュー Compliance Review

当社はグリーンボンド発行日から1年を経過する前に、対象資産が当社のグリーンボンド・フレームワークに適合しているかを評価するためのレビュー契約を外部評価機関と締結します。このレビューは、当該グリーンボンドが償還されるまで毎年行われ、実施状況については、外部評価機関のウェブサイト上に公表される予定です。

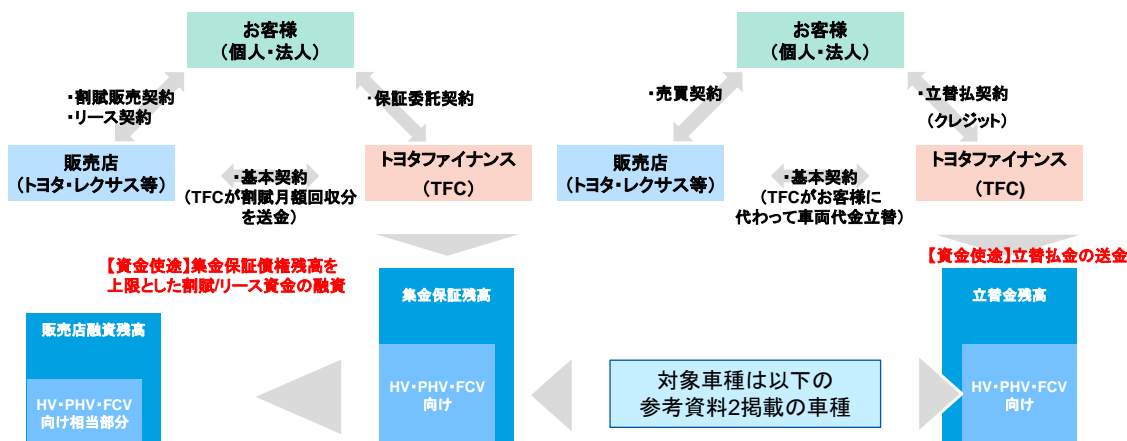
参考資料 1：集金保証・立替払いスキーム

集金保証について

- お客様・TFC間で保証委託契約が成立した場合に、お客様と販売店間の割賦販売/リース契約に基づき、TFCは割賦月額のお客様からの回収、販売店への送金を行うとともに、お客様の支払い債務を連帯保証します

立替払いについて

- お客様・TFC間で立替払契約が成立した場合、TFCはお客様に代わり 車両代金を販売店に立替払し、お客様から割賦月額をご返済いただきます



参考資料 2：対象車種リスト（2020年7月末時点）

カテゴリー	車種名
FCV (Fuel Cell Vehicle, 燃料電池自動車)	MIRAI
PHV (Plug-in Hybrid Vehicle, プラグインハイブリッド車)	プリウス PHV RAV4PHV
HV (Hybrid Vehicle, ハイブリッド車) 専売車	アクア プリウス プリウスα JPN タクシー カムリ センチュリー エスティマハイブリッド CT ES HS
HV・ガソリン併売車 ◎HVグレードが対象	ヴィッツ ヤリス シエンタ カローラスポーツ カローラフィールダー カローラアクシオ カローラ カローラツーリング ノア ヴォクシー エスクァイア アルファード ヴェルファイア クラウン ハリアー C-HR RAV4 LS GS IS LC RC RX NX UX

※HV/PHV は全車種が国土交通省の定める令和2年度燃費基準

(<https://www.mlit.go.jp/common/001279226.pdf>) を達成